

石川県公報

令和元年11月1日

第13253号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | | 公 告 | |
|---|---|--------------------------------------|----|
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) | 1 | ○特例休猟区の指定 (自然環境課) | 4 |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) | 1 | ○休猟区の指定 (同) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地等の変更の届出 (同) | 2 | ○特定猟具使用禁止区域の指定 (同) | 5 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地等の変更の届出 (同) | 2 | ○猟区の設定 (同) | 7 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 2 | ○石川県収納代理金融機関の指定の一部改正 (出納室) | 8 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 3 | ○特定調達契約に係る入札公告 (管財課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (厚生政策課) | 3 | ○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課) | 10 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同) | 3 | ○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 (水産課) | 11 |
| | | ○第48回採石業務管理者試験合格者 (河川課) | 11 |
| | | 選挙管理委員会 | |
| | | ○政治団体の届出の公表 | 11 |
| | | ○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 | 11 |
| | | ○政治団体の解散の届出の公表 | 12 |
| | | ○資金管理団体の届出事項の異動の届出の公表 | 12 |

告 示

石川県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------------|------------------|-----------|
| 木島脳神経外科クリニック | 河北郡津幡町北中条2丁目33番地 | 令和元年6月1日 |
| 浅井小児科医院 | 野々市市本町5丁目2番18号 | 令和元年6月1日 |
| みんなの徳用クリニック | 野々市市徳用三丁目353番地 | 令和元年7月1日 |
| 宙メンタルクリニック | 七尾市神明町1番地ミナクル1階 | 令和元年8月1日 |
| 訪問看護ステーション みなぎ | 輪島市釜屋谷町六字30番地4 | 令和元年6月25日 |

石川県告示第209号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------------|------------------|-----------|
| 木島脳神経外科クリニック | 河北郡津幡町北中条2丁目33番地 | 令和元年6月1日 |
| 浅井小児科医院 | 野々市市本町5丁目2番18号 | 令和元年6月1日 |
| みんなの徳用クリニック | 野々市市徳用三丁目353番地 | 令和元年7月1日 |
| 宙メンタルクリニック | 七尾市神明町1番地ミナクル1階 | 令和元年8月1日 |
| 訪問看護ステーション みなぎ | 輪島市釜屋谷町六字30番地4 | 令和元年6月25日 |

石川県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地等を変更した旨の届出があった。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業者名称 | 事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------|-----|-----------------|-----------|
| | 名称 | 所在地 | |
| 一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団 | 新 | 羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1 | 令和元年7月1日 |
| | 旧 | 羽咋郡志賀町西山台1丁目1番地 | |
| 医療法人社団ばんどう内科診療所 | 新 | 白山市布市1丁目113番地 | 令和元年9月2日 |
| | 旧 | | |
| 医療法人社団広崎外科医院 | 新 | 小松市日吉町51番地 | 令和元年10月4日 |
| | 旧 | | |

石川県告示第211号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地等を変更した旨の届出があった。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業者名称 | 事業所 | | 変更年月日 |
|---------------------|-----|-----------------|-----------|
| | 名称 | 所在地 | |
| 一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団 | 新 | 羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1 | 令和元年7月1日 |
| | 旧 | 羽咋郡志賀町西山台1丁目1番地 | |
| 医療法人社団ばんどう内科診療所 | 新 | 白山市布市1丁目113番地 | 令和元年9月2日 |
| | 旧 | | |
| 医療法人社団広崎外科医院 | 新 | 小松市日吉町51番地 | 令和元年10月4日 |
| | 旧 | | |

石川県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------|-------------------|-----------|
| 木島脳神経外科クリニック | 河北郡津幡町北中条2丁目33番地 | 令和元年5月31日 |
| 浅井小児科医院 | 野々市市本町5丁目2番18号 | 令和元年5月31日 |
| 宙メンタルクリニック | 七尾市御祓町1番地 パトリア3階 | 令和元年7月31日 |
| 田中医院 | 河北郡内灘町字向陽台2丁目22番地 | 令和元年9月8日 |
| 訪問看護ルナ・ステーション | 野々市市押野5丁目39番地 | 令和元年7月31日 |

石川県告示第213号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------|-------------------|-----------|
| 木島脳神経外科クリニック | 河北郡津幡町北中条2丁目33番地 | 令和元年5月31日 |
| 浅井小児科医院 | 野々市市本町5丁目2番18号 | 令和元年5月31日 |
| 宙メンタルクリニック | 七尾市御祓町1番地 パトリア3階 | 令和元年7月31日 |
| 田中医院 | 河北郡内灘町字向陽台2丁目22番地 | 令和元年9月8日 |
| 訪問看護ルナ・ステーション | 野々市市押野5丁目39番地 | 令和元年7月31日 |

石川県告示第214号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居 宅 介 護 事 業 者 | | 居 宅 介 護 事 業 所 | | 廃 止 年月日 |
|---------------|---------------|---------------|-------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 医療法人社団 輪生会 | 輪島市気勝平町1番28 | 百寿苑ホームヘルプセンター | 輪島市気勝平町1番28 | 令和元年 9月30日 |
| 〃 | 〃 | 百寿苑居宅介護支援事務所 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 介護老人保健施設 百寿苑 | 〃 | 〃 |
| EMファーマシー株式会社 | 能美市大浜町ノ103番地4 | あかね大成薬局 | 能美市大成町ル98番2 | 令和元年 8月31日 |

石川県告示第215号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | | 廃止 年月日 |
|--------------|---------------|-----------------|-------------|---------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人社団 輪生会 | 輪島市気勝平町1番28 | 百寿苑ホームヘルプセンター | 輪島市気勝平町1番28 | 令和元年 9月30日 |
| 〃 | 〃 | 百寿苑居宅介護支援事務所 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 介護老人保健施設 百寿苑 | 〃 | 〃 |
| EMファーマシー株式会社 | 能美市大浜町ノ103番地4 | あかね大成薬局 | 能美市大成町ル98番2 | 令和元年 8月31日 |

石川県告示第216号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に関し、捕獲等を行うことができる区域として指定した。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

宝達特例休猟区

2 区域

宝達志水町北川尻地内の国道249号と町道北川尻1号線との交点を起点とし、同所から同国道を北北東に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み町道竹生野河原線に至り、同所から同町道を南南東に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み一般県道宝達今浜線との交点に至り、同所から同県道を東南東に進み林道北谷線との交点に至り、同所から同林道を東に進み林道宝達新宮線との交点に至り、同所から同林道を南南西に進み林道中尾平線との交点に至り、同所から同林道を南に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み林道高津線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み林道東間線との交点に至り、同所から同林道を西北西に進み町道紺屋町宝達山頂公園線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み広域農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同県道を西南西に進み主要地方道高松津幡線との交点に至り、同所から同県道を北北西に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み国道249号に至り、同所から同国道を南に進み大海川との交点に至り、同所から同河川を西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北北東に進み町道北川尻1号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,200ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和4年10月31日まで

石川県告示第217号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

宝達休猟区

2 区域

宝達志水町北川尻地内の国道249号と町道北川尻1号線との交点を起点とし、同所から同国道を北北東に進み国道471号との交点に至り、同所から同国道を南東に進み町道竹生野河原線に至り、同所から同町道を南南東に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み一般県道宝達今浜線との交点に至り、

同所から同県道を東南東に進み林道北谷線との交点に至り、同所から同林道を東に進み林道宝達新宮線との交点に至り、同所から同林道を南南西に進み林道中尾平線との交点に至り、同所から同林道を南に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み林道高津線との交点に至り、同所から同林道を南西に進み林道東間線との交点に至り、同所から同林道を西北西に進み町道紺屋町宝達山頂公園線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み広域農道との交点に至り、同所から同農道を西に進み主要地方道押水福岡線との交点に至り、同所から同県道を西南西に進み主要地方道高松津幡線との交点に至り、同所から同県道を北北西に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を南西に進み国道249号に至り、同所から同国道を南に進み大海川との交点に至り、同所から同河川を西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北北東に進み町道北川尻1号線との交点に至り、同所から同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

2,200ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和4年10月31日まで

石川県告示第218号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 名称

橋立特定猟具使用禁止区域

2 区域

加賀市橋立町地内の主要地方道橋立港線と一般県道深田片野下福田線との交点を起点とし、同所より県道深田片野下福田線を南西に進み深田町地内の農道5号線との交点に至り、同所から同農道を北西に進み同農道の延長線と海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を東北東に進み加佐ノ岬及び天崎を経て橋立港舟溜まりとの交点に至り、同所から舟溜まりを南に進み加賀市道A第147号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み一般県道小塩潮津線との交点に至り、同所から同県道を西に進み主要地方道橋立港線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

90ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

松任北部特定猟具使用禁止区域

2 区域

白山市八田町地内海岸汀線と白山市及び金沢市の行政区界との交点を起点とし、同所から同行政区界を南東に進み主要地方道金沢・美川・小松線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み市道I268号線との交点に至り、同所から同主要地方道を西に進み同主要地方道と市道八田倉部線との交点に至り、同所から海岸管理道路を北西に進み一般県道金沢・小松自転車道線との交点に至り、同所から同管理道路の延長線を北西に進み同延長線と海岸汀線との交点に至り、同所から同海岸汀線を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

78ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

相川新特定猟具使用禁止区域

2 区域

白山市相川新町及び村井新町の字界と海岸汀線との交点を起点とし、同所から同字界を南東に進み農業用排水路の左岸との交点に至り、同所から同水路左岸を上流に約50m進み同水路の屈曲点に至り、同所から同水路左岸を南西方向上流に約400m進み同市相川新町2116番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南西に約250m進み市道H25号線との交点に至り、同所から同市道を北西に約50m進み同町1056番地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南西に約210m進み同町及び相川町の字界との交点に至り、同所から同字界を北西に進み同字界と海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

11ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

萩坂谷特定猟具使用禁止区域

2 区域

河北郡津幡町字大坪地内の津幡町道井野河内大坪線と石川ゴルフ倶楽部用地境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東に進み津幡町道材木1号線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み金沢市と津幡町の行政区界線を経て、金沢市道森本12号線との交点に至り、同所から石川ゴルフ倶楽部用地境界線を北西に進み金沢市と津幡町の行政区界線を経て、石川ゴルフ倶楽部用地境界線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

232ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

宇ノ気特定猟具使用禁止区域

2 区域

かほく市余地内の市道笠島2号線と大谷川右岸側との交点(水管橋)を起点とし、同所から同川右岸を南に進み宇ノ気川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み主要地方道松任宇ノ気線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西に進み内灘町とかほく市の行政区界との交点に至り、同所から同行政区界を北西に進み能登有料道路との交点に至り、同所から同有料道路を北東に進み同市大崎と同市白尾との字界との交点に至り、同所から同字界を北東に進み同市木津と同市高松との字界との交点に至り、同字界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

518ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

大海川特定猟具使用禁止区域

2 区域

宝達志水町免田地内の海岸汀線と大海川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を上流に進み宝達志水町とかほく市との行政区界(大海川橋)に至り、同所から同行政区界を南西に進み海岸汀線との交点に至り、同所から同汀線を北北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

73ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

徳前特定猟具使用禁止区域

2 区域

中能登町二宮地内の県道七尾鹿島羽咋線と二宮川左岸との交点(二宮川橋)を起点とし、同所から同県道を南西に進み長曾川左岸の町道KB-81号線との交点(濁川橋)に至り、同所から同町道を北西に進み町道KB-74号線との交点に至り、同所から同町道を西に進み国道159号を横断し町道KB-143号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み町道KB-77号線との交点に至り、同所から同町道を西及び北に進み町道KB-76号線との交点に至り、同所から北に長曾川を横断して町道KB-135号線と良川と浅井との字界との交点に至り、同所から同字界を北東及び南東に進み町道T-80号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道KB-135号線との交点に至り、同所から同町道及び町道T-296号を東に進み国道159号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み町道KB-96号線との交点に至り、同所から同町道を北に進み一青地区区道との交点に至り、同所から同区道及び町道KB-321号線を東に進み二宮川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東に進み国道159号を横断し起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

95ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

1 名称

猪之谷特定猟具使用禁止区域

2 区域

志賀町矢蔵谷地内の国道249号と町道330号志賀の郷線との交点を起点とし、同所から同町道を南西に進み町道340号志賀の郷3号支線との交点に至り、同所から同支線を西及び北西さらには北東に進み町道453号五里峠幹線との交点に至り、同所から同幹線を北北東に進み町道454号五里峠2号支線との交点に至り、同所から同支線を東南東に進み国道249号との交点に至り、同所から同国道を南南東に進み起点に至る線に囲まれた区域

3 面積

221ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第68条第1項の規定により、次のように猟区の設定を認可した。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 猟区の名称

大聖寺捕鴨猟区

2 区域

石川県加賀市の区域のうち、高速自動車国道北陸自動車道と池端1号線との交点を起点とし、同所から池端1号線を北進し、加賀市片野町字イの部と同町字京の部の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し、一般県道深田片野下福田線との交点に至り、同所から同県道を東進し、加賀市片野町字虻越地内において一般農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み、加賀市片野町と同市豊町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市豊町と同市大聖寺畑町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、加賀市大聖寺畑町レ31番地と同町レ33番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み、下福田溜池管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を北東に進み、高速自動車国道北陸自動車道との交点に至り、同所から同国道を南西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区を除く。)

3 面積

100ヘクタール

4 存続期間

令和元年11月1日から令和11年10月31日まで

5 猟区設定者の名称

石川県加賀市長

6 猟区設定者の事務所の位置

石川県加賀市役所

7 入猟承認料

1人1日につき 500円

石川県告示第220号

石川県収納代理金融機関の指定(昭和39年石川県告示第405号)の一部を次のように改正し、令和元年10月15日から適用する。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表に備考として次のように加える。

備考 表の取り扱いさせる店舗の範囲にかかわらず、表の金融機関名に掲げる金融機関の店舗がマルチペイメントネットワークを利用して2に規定する収納事務を行う場合は、当該店舗が石川県収納代理金融機関に指定されたものとする。

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア 会議机ほか15件 仕様書のとおり

イ パーテーションほか32件 仕様書のとおり

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

(1)ア 令和2年3月18日

(1)イ 令和2年3月18日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成31年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成31年石川県告示第126号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項を証明する書類をそれぞれに定める日時までに、4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書の例示品以外で入札に参加する場合は、当該物品が例示品と同等であること。

令和元年11月29日(金)午後5時

(2) 当該物品を確実に納入できること。

令和元年11月29日(金)午後5時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和元年12月13日(金)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

1(1)ア 令和元年12月13日(金)午後1時00分 石川県庁行政庁舎603会議室

1(1)イ 令和元年12月13日(金)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

① Conference desk and 15 other office furniture fittings. Please refer to specifications.

② Partition and 32 other office furniture fittings. Please refer to specifications.

- (2) Delivery date

(1)① By 18 March 2020

(1)② By 18 March 2020

- (3) Delivery place

To be specified later

- (4) Time limit of tender

11:00 a.m. 13 December 2019

- (5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

内浦町農業協同組合

中谷 伸夫

鳳珠郡能登町字松波11字45番地

- 2 変更した事項

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(変更前) 内浦町農業協同組合

中谷 伸夫

鳳珠郡能登町字松波10字54番地甲の1

(変更後) 内浦町農業協同組合

中谷 伸夫

鳳珠郡能登町字松波11字45番地

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年12月21日公表）の一部を令和元年10月24日に変更したので、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 変 更 項 目 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 第1種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量 | (5) ずわいがに 令和元年7月から令和2年6月まで 305トン | (5) ずわいがに 令和元年7月から令和2年6月まで 348トン |

第48回採石業務管理者試験合格者

令和元年10月11日に実施した第48回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。

令和元年11月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(石) 2、(石) 3、(石) 7、(石) 9、(中) 1、(中) 2、(奥) 1、(奥) 2

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和元年11月1日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------------|---------|----------|----------------------------|----------|
| 石川県産業資源循環協会政治連盟 | 毎 田 正 男 | 村 上 明 | 金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3階 | 令和元年9月9日 |

石川県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| 自由民主党石川県歯科医師連盟支部 | 飯 利 邦 洋 | 代 表 者 | 飯 利 邦 洋 | 蓮 池 芳 浩 | 令和元年7月1日 |
| 自由民主党石川県支部連合会 | 稲 村 建 男 | 代 表 者 | 稲 村 建 男 | 佐々木 紀 | 令和元年8月31日 |
| | | 会 計 責 任 者 | 平 蔵 豊 志 | 山 口 彦 衛 | |

| | | | | | |
|--------------------|-------|------------|---------------|----------------|-----------|
| 公明党能登総支部 | 笹川 広美 | 主たる事務所の所在地 | 鹿島郡中能登町末坂ツ部56 | 七尾市古府町に部10-1 | 令和元年8月31日 |
| | | 代表者 | 笹川 広美 | 伊藤 厚子 | |
| | | 会計責任者 | 田端 雄市 | 道下 政博 | |
| 公明党金沢総支部 | 秋島 太 | 主たる事務所の所在地 | 金沢市上荒屋5丁目26 | 金沢市野田町ヲ7番地2 | 令和元年9月1日 |
| | | 代表者 | 秋島 太 | 松井 純一 | |
| | | 会計責任者 | 源野 和清 | 秋島 太 | |
| 公明党南加賀総支部 | 林 直史 | 主たる事務所の所在地 | 加賀市若葉台224 | 白山市千代野西4-11-11 | 令和元年9月1日 |
| | | 代表者 | 林 直史 | 清水 芳文 | |
| 自由民主党石川県参議院選挙区第一支部 | 山田 修路 | 会計責任者 | 和澤 吉治郎 | 町岡 光則 | 令和元年9月9日 |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------------|--------|------------|----------------------|-------------|-----------|
| 三盃みちぞう上戸地区後援会 | 中谷 邦夫 | 会計責任者 | 中谷 邦夫 | 木下 耕造 | 平成31年3月1日 |
| 石井みどり石川県後援会 | 飯利 邦洋 | 代表者 | 飯利 邦洋 | 蓮池 芳浩 | 令和元年7月1日 |
| 石川県歯科医師連盟 | 飯利 邦洋 | 代表者 | 飯利 邦洋 | 蓮池 芳浩 | 令和元年7月1日 |
| 田辺とおと明日を創る会 | 田邊 徹 | 主たる事務所の所在地 | 東京都板橋区小茂根2-30-15-406 | 金沢市若宮2丁目14番 | 令和元年9月30日 |
| | | 会計責任者 | 小畑 朱美 | 北 武志 | |

石川県選挙管理委員会告示107号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------|--------|-------------|
| 福田 太郎 後援会 | 矢敷 尚子 | 平成30年12月28日 |

石川県選挙管理委員会告示第108号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年11月1日

石川県選挙管理委員会

| 届出事項の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|----------------|----------------------------|-------|------------------------------------|-------------------|---------------|
| 田 邊 徹 | 田 辺 と お る と 明 日 を 創 る 会 | 所 在 地 | 東京都板橋区小茂 根 2 - 30 - 15 - 406 | 金沢市若宮 2 丁目 14番 | 令和元年 9 月 30 日 |

